

パブリックコメント案件概要

案件名: 犯罪被害者等支援策の見直しについて

1. 施策の概要

「尼崎市犯罪被害者等支援条例」に基づく各種支援施策を実施し、犯罪被害者等が受けた被害に対して、早期の回復及び軽減に向けた取組の推進を図り、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。また、条例の趣旨を広く市民等へ周知していく。

2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など

条例制定後10年が経過する中で、犯罪被害者等を取り巻く状況や求める支援内容も変化している。また、令和6年度に国においては、犯罪被害者等給付金等の引き上げが行われ、県においては、見舞金制度が創設されるなど、犯罪被害者等支援制度の充実が図られてきたなか、県内他都市においても見舞金の引き上げを行うなど、支援制度の充実が図られていることを踏まえて支援内容の見直しを行う。

3. 目指す姿・対応策など

犯罪被害者等支援について、必要な支援を適時適切に途切れることなく提供する事が求められている中、国の給付金が支給されるまでに平均約半年間を要していることから、特に被害直後に求められる支援を中心に、次の3つの視点で本市犯罪被害者等支援策の見直しを行う。①現行制度の課題への対応。②条例施行から10年経過後の新たな課題への対応。③関係団体との連携体制の強化。

4. 施策の対象範囲・期間など

【対象者】犯罪行為による死亡又は重症病(療養に1月以上の期間を要する傷害又は疾病をいう。以下同じ。)の被害を被った方及びその方の家族又は遺族。犯罪行為による心身の故障であってその後の死亡又は重症病の被害を被った方。

【申請可能期間】犯罪被害の発生を知った日から2年以内又は犯罪被害が発生した日から7年以内。

5. 市民意向調査の概要

【市民意向調査の概要】市HPにて意見を募集。

【寄せられた意見】特になし。

6. 施策の検討経過

(1) 素案検討過程での主な論点

支援内容の見直しにあたっては、犯罪被害者遺族や民間支援団体、学識経験者等から支援内容の拡充を求める意見を伺っている。

【犯罪被害者遺族】支援制度の周知強化、被害直後の手続に関する負担感の軽減、被害についての説明を複数回する心理的負担の軽減。

【学識経験者】関係機関との連携による支援体制の強化の必要性、被害直後の早期段階での支援の必要性。

【支援団体】生活関係支援の拡充。

これらの意見を踏まえて、各種支援策の見直しと新たな支援策を検討した。

(2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由

●県内でも先進的な取組を実施している明石市や神戸市の支援内容を比較検討した。

●被害直後の支援に着目して、本市では新たに3つの支援の検討と、既存の支援内容の見直しを実施した。

【性犯罪被害見舞金の新設】性犯罪被害に遭った方を支援する制度を取り入れているのは県内では神戸市のみであるものの、性被害相談の件数については、増加傾向にあることや、被害直後に緊急的に必要となる金銭的負担を軽減するための支援の必要性があるという事実があることから、支援制度の新設を検討した。

【遺体搬送費用助成】本市は県境に位置し、生活圏が県外を含む市民も多いなか、県外で事件に巻き込まれた市民の遺体搬送費用の一部が遺族負担となる場合があることから、遺族の負担軽減のための費用助成を検討した。

【行政手続等の弁護士等への委任費用の助成】被害直後は精神的な負担もあり、煩雑な行政手続きが重く負担になるとの意見もあることから、弁護士や行政書士等からの支援が受けやすいよう費用負担等の支援を検討した。

7. 今後のスケジュール

【パブリックコメントの募集結果公表時期】令和8年2月に公表。

【公表方法】HPで公表する。

8. 添付資料

犯罪被害者等支援策の見直しについて(素案)

9. お問い合わせ先

危機管理安全局危機管理安全部生活安全課

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館8F

電話番号(TEL) 06-6489-6502 、ファクス(FAX) 06-6489-6686

メールアドレス(Eメール) ama-seikatsuanzen@city.amagasaki.hyogo.jp